

## 第 4 回 渋川市農業委員会総会 議事録

開会の日時 令和 4 年 5 月 1 0 日 午前 9 時 3 0 分  
 閉会の日時 令和 4 年 5 月 1 0 日 午前 1 0 時 5 0 分  
 開会の場所 市役所第二庁舎 2 0 1 会議室

### 委員

| 議席 | 氏 名     | 出席 | 欠席 | 備 考 |
|----|---------|----|----|-----|
| 1  | 眞 下 繁 美 | ○  |    |     |
| 2  | 高 橋 昭 彦 | ○  |    |     |
| 3  | 都 丸 正 隆 | ○  |    |     |
| 4  | 齊 藤 由 香 | ○  |    |     |
| 5  | 鳥 山 孝 子 |    | ○  | 委任状 |
| 6  | 廣 瀬 淳   | ○  |    |     |
| 7  | 岸 正 二   | ○  |    |     |
| 8  | 田 中 修 之 | ○  |    |     |
| 9  | 高 井 眞佐実 | ○  |    |     |
| 10 | 青 木 明 雄 | ○  |    |     |
| 11 | 内 山 繁 司 | ○  |    |     |
| 12 | 奈 良 嘉 祐 | ○  |    |     |
| 13 | 齊 藤 美 保 | ○  |    |     |
| 14 | 角 田 壽 一 | ○  |    |     |
| 15 | 飯 塚 敬 子 | ○  |    |     |
| 16 | 野 村 隆   | ○  |    |     |
| 17 | 青 木 洋 一 | ○  |    |     |
| 18 | 石 田 玉 枝 | ○  |    |     |
| 19 | 山 本 彰一郎 | ○  |    |     |

### 渋川市農業委員会総会会議規則第 2 0 条の規定による出席者

|  |         |   |  |                 |
|--|---------|---|--|-----------------|
|  | 齋 藤 光 男 | ○ |  | 農地利用最適化推進委員委員長  |
|  | 岩 崎 雅 信 | ○ |  | 農地利用最適化推進委員副委員長 |
|  | 阿 部 正 雄 | ○ |  | 農地利用最適化推進委員班長   |
|  | 諸 田 好 真 | ○ |  | 農地利用最適化推進委員班長   |

議事録署名委員      議席 6 番   廣瀬   淳   委員  
                         議席 7 番   岸   正二   委員

議事参与が制限された委員数    1 人      傍聴人数    0 人

委員以外の出席者      事務局長      千木良   典行  
                         副事務局長 (農業振興係長)   小野   宏仲  
                         統括主幹 (農地調整係長)      吉田   徳之  
                         主      任      中嶋   辰哉  
                         主      事      儘田   早紀

会 議 の 顛 末

開 会 <午前9時30分>

事務局

おはようございます。

議案書の差し替えがありますのでご報告いたします。差し替えの理由につきましては、委員の皆様へ議案書を発送後、申請の取り下げがありまして、旧議案第3号、第4号の一部、第5号が廃止になり、議案第8号「渋川市農地利用最適化推進委員の委嘱について」を追加することとなりましたので、差し替えの議案書をお手元に配付させていただきました。よろしくお願いいたします。

それでは、渋川市農業委員会総会会議規則第2号第3項の規定によりまして、山本会長に議長を務めていただき、議事進行をお願いします。

議 長

皆さんおはようございます。スムーズに議事進行進めたいと思います。

ただいまの出席委員は19人中18人で会議が成立しております。

なお、議席番号5番、鳥山孝子委員については欠席の届出がございました。

早速ですが、議事に入ります。

まず、議事日程第1、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。本会議の会期は本日1日としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。よって会期は本日1日と決定いたします。

続きまして、議事日程第2、議事録署名委員の指名を議題とします。

議事録署名委員に、議席番号6番、廣瀬淳委員、議席番号7番、岸正二委員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。よって議事録署名委員は、廣瀬淳委員と岸正二委員に決定いたしました。

続きまして、議事日程第3、報告第1号、農地法第5条の規定による許可決定についてを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいまご上程いただきました、報告第1号、農地法第5条の規定による許可決定についてをご説明いたします。今回の総会では、前回の研修会でご説明できなかった件について、少し説明を加えさせていただきたいと思います。別に配布させていただきました、報告事項等説明資料を併せてご覧いただきたいと思います。四角の中は参考の法律とかがありますので、四角以外のところが説明になります。

着座にて説明をさせていただきます。説明資料の1ページをお願いいたします。

農地法第4条及び第5条の規定による許可につきましては、農業委員会の総会で決定し、許可指令書を交付いたしますが、面積が3,000平方メートル超えの事案等につきましては、総会で許可相当とし、群馬県の農業委員会ネットワーク機構へ意見聴取を行う必要があります。

報告書の1ページをお願いいたします。

農地法第5条の規定による許可決定につきまして、次のとおり許可指令書を交付いたしましたのでご報告いたします。

本件につきましては、農地法第5条関係の許可番号5の25番の記載の1件について、群馬県農業委員会ネットワーク機構へ令和4年4月18日に意見聴取をいたしましたところ、同日付けをもちまして、許可妥当との回答がありました。つきましては、渋川市農業委員会会長専決規定第2条に基づき、許可指令書を関係者へ交付いたしましたのでご報告するものであります。

以上で報告第1号の説明を終わります。

議長

事務局の報告が終わりました。

質疑等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

続きまして、議事日程第4、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長、事務局長。

議長

はい、事務局長。

事務局

ただいまご上程いただきました、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知についてをご説明いたします。

説明資料の2ページをお願いいたします。

農地法第18条第6項の規定による通知とは、農地等の賃貸借を合意解約した場合等は、農業委員会の許可を必要としませんが、農業委員会に通知書を提出することになっておりますのでご報告するものです。農地の賃貸借とは、有償での農地の貸し借りのことです。

報告書の3ページをお願いいたします。

農地法第18条第6項の規定による通知について、次のとおり受理しましたのでご報告いたします。この度の届出は、3ページから5ページに記載の番号1番から7番の7件で、表頭の左から番号、受付年月日、住所、賃貸人、賃借人、土地の表示及び面積、賃貸借契約をした日、合意解約の合意が成立した日、賃貸借の合意による解約をした日及び土地の引き渡しの時期は、記載のとおりであります。

以上で報告第2号を終わります。よろしくをお願いいたします。

議 長

事務局の報告が終わりました。  
質疑等がございましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、議事日程第5、報告第3号、農地使用貸借合意解約通知についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいまご上程いただきました、報告第3号、農地使用貸借合意解約についてをご説明いたします。

説明資料の2ページをお願いいたします。

農地使用貸借合意解約通知とは、農地等の使用貸借を合意解約した場合、農業委員会の許可を必要としませんが、農業委員会に通知書の提出をお願いしておりますのでご報告するものです。農地の使用貸借とは、無償での農地の貸し借りのことです。

報告書の7ページをお願いいたします。

農地使用貸借合意解約通知について、次のとおり受理しましたので、ご報告いたします。

この度の届出は、7ページに記載の番号1番から3番の3件で、表頭の左から番号、受付年月日、住所、貸付人、借受人、土地の表示及び面積、契約をした日、合意解約が成立した日、合意による解約をした日及び土地の引き渡しの時期は、記載のとおりです。

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      | 以上で報告第3号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 議 長  | 事務局の報告が終わりました。<br>質疑等がございましたらお願いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 14 番 | はい、議長。14番、角田。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 議 長  | はい、14番、角田壽一委員。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 14 番 | 解約は結構ですけども、解約をされた後の農地というのはどうなる<br>んでしょうか。新たに借りる方がいるとか決まっているとか、そうい<br>う見込みというのは全くなしで解約だけでOKということによろしいで<br>すか。                                                                                                                                                                                                                            |
| 事務局  | はい、議長。農地調整係長。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 議 長  | はい、農地調整係長。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 事務局  | 着座にて説明させていただきます。<br>7ページ、1番、2番につきましては、中間管理事業を通した賃貸借<br>でございましたけれども、利用者の方が耕作できなくなったというこ<br>とで解約になっておりますけれども、議案書の29ページを見ていただ<br>ければと思います。今回ここで合意解約した議案があるんですけれど<br>も、その後今度利用権の設定で、議案書29ページの39番で、貸し借り<br>が成立しているというような状況で今後に議案書に出てくるものであ<br>ります。2番につきましては、まだ手続きはされておられないんです<br>けれども、中間管理事業を通して、別の方にこれから利用権が設定さ<br>れるというようなお話は聞いております。以上です。 |
| 議 長  | よろしいですか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 14 番 | ありがとうございます。<br>解約されてそのまま放置ではまた問題になるので、こういうふうに<br>フォローしてあれば問題ないです。ありがとうございます。                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 議 長  | その他にありますか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|      | (「質疑なし」の声あり)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 議 長  | 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |

続きまして、議事日程第6、報告第4号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議長 はい、事務局長。

事務局 ただいまご上程いただきました、報告第4号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてをご説明いたします。

説明資料の2ページをお願いいたします。

農地法第3条の3第1項の規定による届出とは、農地等を相続等により所有権移転する場合、農業委員会の許可を必要としませんが、農業委員会に届出書を提出することとなっておりますのでご報告するものです。農地法第3条の場合は、原則としては、農業委員会の許可が必要となりますが、農地法第3条第1項ただし書きの規定により所有権移転する場合などは許可不要となります。

報告書の9ページをお願いいたします。

農地法第3条の3第1項の規定による届出について、次のとおり受理しましたのでご報告いたします。

この度の届出は、9ページから10ページに記載の番号1番から5番までの5件で、表頭の左から、番号、受付年月日、住所、届出者、土地の表示及び面積、権利を取得した日は、記載のとおりであります。

また、全ての届出について、権利を取得した事由は相続、取得した権利の種類は所有権であります。

以上で報告第4号の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議長 事務局の報告は終わりました。  
質疑等がございましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

続きまして、議事日程第7、報告第5号、制限除外の農地等移動通知についてを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議長 はい、事務局長。

事務局 ただいまご上程いただきました、報告第5号、制限除外の農地等移

動通知についてをご説明いたします。

説明資料の3ページをお願いいたします。

制限除外の農地等移動通知とは、農地等を国や県、市町村、電気事業者、認定電気通信事業者等が一定の用に供するため、権利を取得する場合、農業委員会の許可を必要としませんが、農業委員会に通知書の提出をお願いしていますのでご報告するものです。農地法第4条及び第5条の場合には、原則として、農業委員会の許可が必要になりますが、法第4条及び第5条第1項ただし書の規定により権利を取得する場合等は、許可不要となります。

報告書の11ページをお願いいたします。

制限除外の農地等移動通知について、次のとおり受理しましたのでご報告いたします。

この度の届出は、11ページから13ページに記載の番号1番から2番の2件で、表頭の左から、番号、受付年月日、届出者、土地所有者、土地の表示及び面積、農地転用時期及び転用目的は記載のとおりであります。

以上で報告第5号の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議 長

事務局の報告は終わりました。

質疑等がございましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

続きまして、議事日程第8、報告第6号、相続税の納税猶予に関する適格者証明についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいまご上程いただきました、報告第6号、相続税の納税猶予に関する適格者証明についてをご説明いたします。

説明資料の5ページをお願いいたします。

相続税の納税猶予に関する適格者証明とは、農業を営んでいた個人から相続または遺贈により農地等を取得し、引き続き農業を営む場合は、一定の要件のもとに、相続税の全部または一部の納税が猶予されますが、農業委員会で適格者である旨の証明を行うものです。

報告書の15ページをお願いいたします。

相続税の納税猶予に関する適格者証明について、次のとおり願ひ出

があり、調査の上、証明書を交付しましたのでご報告いたします。

この度の願い出は、15ページの記載の番号1番の1件で、表頭の左から、番号、受付年月日、被相続人の住所、氏名、所有面積、相続人の住所、氏名、相続開始日、特例適用農地等の明細は、記載のとおりであります。

本件につきましては、内容を慎重に審査した結果、農地として適正利用していると認められ、所要の添付書類も具備していることから、租税特別措置法第70条の6第1項に規定する適格者と認められます。

以上で報告第6号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の報告は終わりました。  
質疑等がございましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

続きまして、議事日程第9、報告第7号、農地転用申請に伴う現地調査についてを議題とします。

それでは渋川地区を青木明雄委員、子持、赤城、北橋地区を齊藤由香委員より報告をお願いします。最初に青木明雄委員、お願いします。

10 番

はい。10番、青木です。着座にて失礼します。

4月27日に実施しました、第1班、渋川地区の現地調査報告をいたします。

参加者は、高橋昭彦会長職務代理者と田中修之委員と、私、青木明雄。事務局は、小野副事務局長、中嶋主任の合計5名で実施しました。

渋川地区の今回の許可申請は、第4条による申請が2件、第5条による許可後の計画変更申請が1件、第5条による申請が14件、合計17件でありました。

それでは、議案書に沿って報告いたします。

なお、別冊の案内図の番号は議案書の申請番号と同じですので、一緒にご覧下さい。

初めに、4条申請であります。15ページをご覧ください。

申請番号4の1番の現地は、東と北は一体利用する宅地、西は畑、南は道路となっております。申請地は問題ないと思います。

申請番号4の2番の現地は、東と西と南は宅地、北は道路となっております。申請地は問題ないと思います。

次に、5条の許可後の計画変更申請であります。17ページをご覧ください。

申請番号1番の現地は、東と南は宅地、西は転用許可済み地、北は

道路となっています。申請地は問題ないと思います。

次に5条申請であります。19ページをご覧ください。

申請番号5の1番の現地は、東と西と南は道路、北は宅地となっています。申請地は問題ないと思います。

申請番号5の2番の現地は、東は畑と宅地、西と北は水路、南は一体利用する宅地となっています。申請地は問題ないと思います。

申請番号5の9番の現地は、東と南は畑と道路、西は道路、北は宅地となっています。申請地は問題ないと思います。

申請番号の5の10番の現地は、東は畑、西と北は道路、南は宅地となっています。申請地は問題ないと思います。

22ページをご覧ください。

申請番号5の11番の現地は、東は畑、西は転用許可済み地、南は墓地、北は道路となっています。申請地は問題ないと思います。

申請番号5の12番の現地は、東と南と北は道路、西は宅地となっています。申請地は問題ないと思います。

申請番号5の13の現地は、東と西と北は道路、南は宅地となっています。申請地は問題ないと思います。

申請番号5の14番の現地は、5条の許可後の計画変更申請、番号1番の現地と同じですので省略させていただきます。

なお、農地区分につきましては、現地調査出発前に事務局提示の資料により説明を受け、現地において調査委員全員で確認した結果、議案書に記載のとおりと思われます。

以上で、第1班、渋川地区の現地調査報告を終わります。

議 長            ちょっといいですか。

10 番            はい。

議 長            途中から渋川地区の部分について、申請番号5の6番とかその辺のところについては調査確認してくれたわけなんですけれども、報告等について飛んでいるんですけれどもいかがでしょうか。

10 番            すみません。5の3番から抜けましたので、もう一回報告いたします。  
申請番号5の3番の現地は、東は畑、西と北は宅地、南は道路となっています。申請地は問題ないと思います。

20ページをご覧ください。

申請番号5の4番の現地は、東と南と北は宅地、西は山林となっています。申請地は問題ないと思います。

申請番号5の5番の現地は、東と西は畑、南は道路、北は宅地となっています。申請地は問題ないと思います。

申請番号5の6番の現地は、東と南は道路、西と北は畑となっています。申請地は問題ないと思います。

21ページをご覧ください。

申請番号5の7番の現地は、東は宅地、西は畑、南は道路、北は営農型発電設備となっています。申請地は問題ないと思います。

申請番号5の8番の現地は、東は道路、西と南は畑、北は宅地となっています。申請地は問題ないと思います。

すみません。1ページ抜きましたので報告します。

以上で、第1班、渋川地区の現地調査報告を終わります。

議 長

はい、お疲れ様です。

続きまして、齊藤由香委員お願いします。

4 番

4月27日に実施しました、第1班、子持、赤城、北橘地区の現地調査報告をいたします。

参加者は、飯塚敬子農政部会部会長、内山繁司委員、奈良嘉祐委員、角田壽一委員、事務局、吉田係長、儘田主事と私、齊藤由香の7名で実施しました。

子持、赤城、北橘地区の今回の許可申請は、第4条による申請の保留分が1件、第4条による申請が1件、第5条による申請が10件、合計12件でありました。

それでは、議案書に沿って報告いたします。

なお、別冊の案内図の番号は、議案書の申請番号と同じですので、一緒にご覧下さい。

はじめに4条申請の保留分であります。13ページをご覧ください。

申請番号4の3番保留分の現地は、東は道路、西と南と北は畑となっています。申請地は問題ないと思われます。

次に4条申請であります。15ページをご覧ください。

申請番号4の3番の現地は、東と西と北は畑、南は一体利用する宅地となっています。申請地は問題ないと思われます。

次に5条申請であります。23ページをご覧ください。

申請番号5の15番の現地は、東と北は道路、南は宅地、西は畑と宅地となっています。申請地は問題ないと思われます。

申請番号5の16番の現地は、東と南は田、西は雑種地、北は宅地と道路となっています。申請地は問題ないと思われます。

申請番号5の17番の現地は、東は宅地と一体利用する雑種地、西は山林、南は宅地、北は道路となっています。申請地は問題ないと思われます。

申請番号5の18番の現地は、東と北は畑、西は同月申請されている申請番号5の19番の申請地、南は道路となっています。申請地は問題

ないと思われます。

24ページをご覧ください。

申請番号5の19番の現地は、東は同月申請されている申請番号5の18番の申請地、西と南は道路、北は宅地と道路となっています。申請地は問題ないと思われます。

申請番号5の20番の現地は、東は宅地、西と北は同月申請されている申請番号5の21番の申請地、南は道路となっています。申請地は問題ないと思われます。

申請番号5の21番の現地は、東は宅地と道路、西は道路、南は同月申請されている申請番号5の20番の申請地と宅地、北は畑となっています。申請地は問題ないと思われます。

申請番号5の22番の現地は、東は山林、西は道路、南は宅地、北は一体利用する宅地となっています。申請地は問題ないと思われます。

25ページをご覧ください。

申請番号5の23番の現地は、東は田、西と南は山林、北は宅地となっています。申請地は問題ないと思われます。

申請番号5の24番の現地は、東と西は道路、南は畑、北は宅地となっています。申請地は問題ないと思われます。

なお、農地区分につきましては、現地調査出発前に事務局提示の資料により説明を受け、現地において調査委員全員で確認した結果、議案書に記載のとおりと思われます。

以上で、第1班、子持、赤城、北橘地区の現地調査報告を終わります。

議長

ありがとうございました。

現地調査の報告が終わりました。

ただいまの報告につきまして、質疑等がありましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

以上で現地調査報告を終わります。

続きまして、議事日程第10、議案第1号、渋川市農業委員会農地パトロール（利用状況調査）実施要領の一部改正についてを議題とし、議決を求めます。事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議長

はい、事務局長。

事務局

ただいまご上程いただきました、議案第1号、渋川市農業委員会農地パトロール（利用状況調査）実施要領の一部改正（案）につきまして、提案理由及び議案の内容をご説明いたします。

議案書の1ページをお願いいたします。

初めに、提案理由についてご説明いたします。令和3年6月14日付け農林水産省経営局農地政策課長通知に伴う、要領の点検・見直しに伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案の内容についてご説明いたします。渋川市農業委員会農地パトロール（利用状況調査）実施要領の一部を次のように改正したので、農業委員会の議決をお願いするものです。9行目、第1条の次に1項を加えるものです。12行目、第2条及び第3条を次のように改めるものです。

詳しくは、3ページから4ページの新旧対照表でご説明します。現行の第2条の見出しの実施を改正案では、実施時期に改め、現行の第2条を、改正案では、第1条第2項と第2条に分けるなど、語句の整理を行うものです。

また、遊休農地化再発防止の観点から、第3条第1項の農地パトロールの実施の事項について、こちらは4ページをお願いいたします。第8号の農業者年金制度に係る特定処分対象農地の利用状況の確認と第9号の過去の調査において遊休農地と区分されている農地の再生状況等の確認を加えるものです。第8条は語句の整理です。

5ページから7ページが要領の改正後全文であります。

なお、施行日は、令和4年5月10日としたいものです。

以上で議案第1号の説明を終わります。ご審議のうえ、ご議決くださりますよう、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。これより審議を行います。  
質疑のある方はお願いします。

14 番

はい、議長。14番、角田。

議 長

14番、角田壽一委員。

14 番

4ページの8番、改正後なんだろうけれども、農業者年金制度に係る特定処分対象農地の利用状況の確認というのは、どういうことなんだろう。

議 長

8番、農業者年金制度に係る特定処分対象農地の利用状況の確認という部分が、どこまでするのかということ。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議長 はい、農地調整係長。

事務局 年金につきましては、年金をもらってる方の農地で、もう耕作できないような場所があったときには、非農地判断を行うということになっております。非農地判断を行った農地があるということになると、年金がもらえないというような状況で、その確認、利用状況調査をしていただきながら、遊休農地があるか、またはもう非農地判断をしなければいけない農地があるか等を、推進委員さん、農業委員さんで確認をしていただきます。その時に、非農地判断のような状況の農地があって、非農地判断をしなければならなくなってしまった場合には、年金が出ないというようなケースも考えられます。

14 番 非農地判断ということは、よく俗に我々がやった山林移行という状況までを指すわけですか。そこまではいかないですか。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議長 はい、農地調整係長。

事務局 非農地判断に当たりましては、山林になったらすぐに非農地判断ということではございません。各地周辺の農地等に影響が出るか出ないか、土地改良がされているかされていないか等を検討しながら、非農地判断ができる状況なのかというのを、農業委員さんの方で図っていただきながら、決定していただく。そのような状況になっております。

14 番 もう一つ。最後に我々の非農地判断でそういうふうな状況だと判断した場合には、委員さんなり推進委員さんなりは、ご本人にそれを告知できるということでよろしいですか。それとも事務局の方でやってくれるということですか。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議長 はい、農地調整係長。

事務局 非農地判断をした結果を、所有者に連絡をするかしないかということでもよろしいでしょうか。

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 14 番 | そうですね、はい。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 事務局  | それにつきましては、非農地判断を行って、総会で決定をいただいた後に、事務局の方から所有者には非農地判断になりましたというような通知を出させていただいております。                                                                                                                                                                                                                                           |
| 14 番 | ありがとうございます。わかりました。                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 議 長  | 他に何かございますか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|      | （「質疑なし」の声あり）                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 議 長  | 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。お諮りします。<br>議案第1号、渋川市農業委員会農地パトロール実施要領の一部改正については、原案どおり可決することでご異議ございませんか。                                                                                                                                                                                                                                   |
|      | （「異議なし」の声あり）                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 議 長  | 異議なしと認め、原案どおり可決します。<br>続きまして、議事日程第11、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。申請番号3の1番から7番の7件を上程し、審議いたします。事務局の説明をお願いします。                                                                                                                                                                                                 |
| 事務局  | はい、議長。農地調整係長。                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 議 長  | はい、農地調整係長。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 事務局  | ただいまご上程いただきました、農地法第3条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。議案書の9ページから11ページ関連でございます。<br>議案書の9ページをお願いいたします。<br>議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第3条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。<br>申請番号3の1番から7番につきまして、権利関係、土地の所在及び面積等、並びに申請人の住所、氏名、経営状況等につきましては、議案書に記載のとおりです。<br>申請番号3の1番は、農業経営効率化のための申請となります。受人、渡人当事者の話し合いが整いましたので申請されたものです。 |

10ページ、11ページをお願いいたします。

申請番号3の2番から5番及び7番は、農業経営規模拡大のための申請となります。

申請番号3の6番は、農地の効率的な利用のための申請となります。それぞれ受人、渡人当事者の話し合いが整いましたので申請されたものです。

なお、農地法第3条第1項の規定による許可をするには、同法第3条第2項第1号において、譲受人又は世帯員等の農地の全てについて耕作を行うと認められることが定められております。

申請番号3の5番につきましては、令和4年4月20日事務局にて、譲受人の世帯員等所有の農地を確認したところ、有馬地内の田1筆において耕作されておらず、譲受人の父親に状況を確認したところ、申請地の隅を農機具置き場としており、盗難防止のための石積みをしたとのことでありました。このため、農機具置き場として使用する場合は、必要な手続きをするか、現在あるものを撤去するよう指導したところ、徐々に撤去していくとのことでありました。本人には、是正の意思があるため、今回の総会では、許否の判断は保留とし、今後の是正状況を確認した上で、来月の総会に上程させていただきたいと思います。

また、お手元に配付してあります農地法第3条調査書につきましては記載のとおりです。

以上で農地法第3条の規定による許可申請の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

申請番号3の1番から7番の7件について審議いたします。

ただいまの事務局の説明及びお手元の3条調査書の内容について質疑のある方はお願いいたします。

2 番

はい、議長。2番、高橋。

議 長

はい、高橋昭彦委員。

2 番

申請番号3の2番について、面積がとても大きいと思うのですけれども、離農かな、農業やめて開業するとか、折原だから山の上だと思うんですけれども、ずいぶん面積もあって8,000平方メートルもあってね、それなのでちょっと。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

|      |                                                                                                                                                          |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務局  | 渡人が、農業をやめるというようなご質問でよろしいのでしょうか。元々この方は牛乳販売されてた方で、そのうちほとんど譲り渡すというようなことになろうかと思imasので、農業はしていかないというような考えでいるのかなとは思ってるわけです。                                     |
| 議 長  | 3か月ぐらい前だと思うんだけど、そんな話で許可した経緯があると思うですよ。その部分がこれにダブっているか、ダブってないかという実態はどうだったか。だから3か月前に転用を出したっていう経緯をね。                                                         |
| 事務局  | はい、議長。農地調整係長。                                                                                                                                            |
| 議 長  | はい、農地調整係長。                                                                                                                                               |
| 事務局  | 状況的には、譲渡人の方は今は農業やっていないのが現状かなと思います。以前転用が出たところについては、農地を農地以外で利用していたところを是正するために転用していたというような状況でございます。                                                         |
| 2 番  | わかりました。ありがとうございました。                                                                                                                                      |
| 議 長  | まだ質問等ありますか。                                                                                                                                              |
| 14 番 | はい、議長。14番、角田。                                                                                                                                            |
| 議 長  | はい、角田壽一委員。                                                                                                                                               |
| 14 番 | 重箱の隅をほじくるようで申し訳ないんだけど、パパイアの栽培をされるっていうことは、どうなんですか。ハウスなんですか。                                                                                               |
| 議 長  | はい。説明します。                                                                                                                                                |
| 14 番 | はい。                                                                                                                                                      |
| 議 長  | パパイアは自分で作ってます。外で十分できます。なぜかという、種子をマイナス64度かな、それ以下にして、農地に植える。4～5年前に渋川地区で栽培を始めた方がいまして、現在も売買もスムーズにしている状況です。そんなことで、私にも作れということで、私も栽培したことがあるんですけども、パパイアは簡単にできます。 |

- 14 番 作物として成り立ちそうですか。
- 議 長 食用のパパイヤですから、パパイヤの実をどうのこうのするじゃなくて、カレーのルーに入れるとか何々するかとか、それでそういう栽培の方法でやってるということです。
- 14 番 ありがとうございます。勉強になりました。
- 議 長 今、心配ならば、子持でもう少し経つとこのくらいのが出来る。8月になるとこんなくらいデカくなる。
- 18 番 一作一作育てるのですか。
- 議 長 片付けるのは、1年で自然栽培ですから、トラクターでカットして、トラクターでガーっとずっと木まで全部粉碎されちゃいますのでそんな心配はない。おおかなこと言っちゃ申し訳ないですけど、こんにゃく栽培より楽です。そんなことで栽培しているということです。他にも赤城地区で、インターのところで栽培してた方がいたと思います。以上です。
- 14 番 参考になりました。ありがとうございます。
- 議 長 では、事務局の説明が終わりました。  
申請番号3の1番から7番の7件について審議します。  
ただいまの事務局の説明及びお手元の3条調査書の内容について、質疑の方はお願いいたします。
- （「質疑なし」の声あり）
- 議 長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。お諮りします。  
議案第2号、申請番号3の1番から7番の7件のうち、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用していない申請番号3の5番の1件については、農地法第3条第2項第1号の規定により保留とし、申請番号3の5番を除く申請番号3の1番から7番の6件については、許可することでご異議ありませんか。
- （「異議なし」の声あり）
- 議 長 異議なしと認め、申請番号3の5番の1件については保留とし、申請

番号3の5番を除く申請番号3の1番から7番の6件については、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、議事日程第12、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請について（保留分）を議題とし、処分の決定を求めます。申請番号4の3番保留分の1件を上程し、審議いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議長 はい、農地調整係長。

事務局 ただいま上程いただきました、農地法第4条の規定による許可申請（保留分）につきましてご説明いたします。

議案書の13ページをお願いいたします。

議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請について（保留分）、次のとおり、農地法第4条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

申請番号4の3番、保留分は、4月15日の総会にお諮りし、農地法施行規則第57条第1項第2号に規定の申請に係る事業の施行に関して、行政庁の免許、許可、認可等の処分又は処分の見込みが必要とされ、本件申請は渋川市土砂等による埋立て等の規制に関する条例の許可若しくは許可見込みが必要であります。先月の総会審議時点では、許可及び許可見込みがなかったことから、保留とした案件です。

今般、当該条例担当課へ確認したところ、許可見込みがあるとの回答が得られましたので再議をお願いするものです。

なお、申請地は農用地区域内にありますが、一時転用申請であり、不許可の例外に該当すると思われます。

以上で、農地法第4条の規定による許可申請について（保留分）の説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。

申請番号4の3番、保留分について審議いたします。

質疑のある方はお願いいたします。

（「質疑なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。お諮りします。

議案第3号、申請番号4の3番保留分の1件については、許可することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、申請番号4の3番、保留分の1件については、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、議事日程第13、議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。申請番号4の1番から3番の3件を上程し、審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議 長 はい、農地調整係長。

事務局 ただいまご上程いただきました、農地法第4条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。

議案書の15ページをお願いいたします。

議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第4条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

申請番号4の1番から3番につきまして、申請地の所在、面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等については、議案書に記載のとおりです。

申請番号4の1番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

なお、申請地はすでに農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

申請番号4の2番は、J R の駅から約420メートルのところに位置しており、農地区分は議案書に記載のとおりと思われます。

申請番号4の3番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

以上で、農地法第4条の規定による許可申請の説明を終わります。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。

申請番号4の1番から3番の3件について審議いたします。

質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。お諮りします。  
議案第4号、申請番号4の1番から3番の3件については、許可すること  
でござい異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、申請番号4の1番から3番の3件については、議案の  
とおり許可することに決しました。  
続きまして、議事日程第14、議案第5号、農地法第5条の規定による  
許可後の計画変更申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。  
申請番号1番の1件を上程し、審議いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議 長 はい、農地調整係長。

事務局 ただいまご上程いただきました、農地法第5条の規定による許可後  
の計画変更申請につきましてご説明いたします。  
議案書の17ページをお願いいたします。  
議案第5号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請につい  
て、次のとおり農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請があ  
りましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。  
申請番号1番につきまして、申請人の住所、氏名等、土地の表示、  
転用目的等は、議案書に記載のとおりです。  
申請番号1番は、変更前申請人には、平成15年6月16日付け群馬県指  
令により、一般住宅用地として農地法第5条の規定による許可を受け  
ましたが、事情の変化により計画を実行できませんでした。  
一方、変更後申請人は、申請地を一般住宅用地として計画するもの  
であり、売買による両者の話し合いが整いましたので、全部承継した  
く、計画変更申請するものです。  
なお、本案件は、第5条の申請が併せて提出されております。  
以上で、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請の説明を  
終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。  
これより申請番号1番の1件について審議いたします。  
質疑のある方はお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め質疑を打ち切ります。お諮りします。  
議案第5号、申請番号1番の1件については、承認することでご異議  
ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、申請番号1番の1件については、議案のとおり承認  
することに決しました。

続きまして、議事日程第15、議案第6号、農地法第5条の規定による  
許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。申請番号の5  
の1番から24番の24件を上程し、審議いたします。事務局の説明をお  
願いいたします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

ただいまご上程いただきました、農地法第5条の規定による許可申  
請につきましてご説明いたします。議案書の19ページから25ページ関  
連です。

議案書19ページをお願いいたします。

議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請について、次のとお  
り、農地法第5条の規定による許可申請がありましたので、処分の決  
定を総会にお願いするものです。

申請番号5の1番から24番につきまして、権利関係、申請地の所在、  
面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等について  
は、議案書に記載のとおりです。

申請番号5の1番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議  
案書に記載のとおりです。

申請番号5の2番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議  
案書に記載のとおりです。

申請番号5の3番は、住宅や公益施設等が連たんしている区域に近接  
している区域内に該当すると思われ、周辺の一団の農地も10ヘクター  
未満となっています。

20ページをお願いします。

申請番号5の4番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘ  
クター未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われま

申請番号5の5番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘ

クタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

申請番号5の6番は、農用地域内にありますが、営農型太陽光発電施設用地として使用するための一時転用申請であり、不許可の例外に該当すると思われます。

なお、営農型発電設備の農地法許可申請実情調査を4月26日に実施いたしましたが、結果については、お手元に配付しました実情調査結果報告書に記載のとおりです。

21ページをお願いいたします。

申請番号5の7番は、都市計画法の用途地域内であり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

申請番号5の8番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

申請番号5の9番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

申請番号5の10番は、住宅や公益施設等が連たんしている区域に近接している区域内に該当すると思われ、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満となっています。

22ページをお願いします。

申請番号5の11番は、上下水道施設が埋設されている道路に面し、かつ、500メートル以内に2つ以上の公共公益施設が存在していることから、農地区分は議案書に記載のとおりと思われます。

申請番号5の12番は、住宅や公益施設等が連たんしている区域に近接している区域内に該当すると思われ、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満となっています。

申請番号5の13番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

申請番号5の14番は、JRの駅から約130メートルのところに位置していることから、農地区分は議案書に記載のとおりと思われます。

23ページをお願いいたします。

申請番号5の15番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

申請番号5の16番は、子持行政センターから約300メートルのところに位置しており、農地区分は議案書に記載のとおりと思われます。

申請番号5の17番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

申請番号5の18番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われま

す。

24ページをお願いいたします。

申請番号5の19番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われま

す。  
申請番号5の20番は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当しますが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われま

す。  
申請番号5の21番は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当しますが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われま

す。  
申請番号5の22番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われま

す。  
25ページをお願いいたします。

申請番号5の23番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われま

す。  
なお、申請地はすでに農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

申請番号5の24番は、農用地区域内にありますが、転用目的が農業用施設用地であることから、農用地区域内農地の不許可の例外に該当すると思われま

す。  
以上で、農地法第5条の規定による許可申請の説明を終わります。  
よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

申請番号5の1から24番の24件について審議いたします。

まず初めに、申請番号5の6番の1件について審議します。

それでは、営農型発電設備の農地法許可申請実情調査の報告を調査員を代表して、青木明雄委員をお願いいたします。

10 番

はい、議長。10番、青木。

事務局

はい、10番、青木明雄委員。

10 番

調査は、4月26日に山本彰一郎会長、高橋昭彦会長職務代理者、飯塚敬子農政部会長、小池勤推進委員と私、青木。事務局からは、千木

良事務局長、小野副事務局長、吉田係長の合計8名で実施しました。  
お手元に配布した実情調査書の番号1番から7番の各項目について、適合でありましたのでご報告します。以上です。

議 長

ありがとうございました。  
それでは申請番号5の6番の1件を審議いたします。  
先ほどの報告を含め、当該申請事案について質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。お諮りします。  
議案第6号、申請番号5の6番の1件については許可することでご異議  
ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、申請番号5の6番の1件については議案のとおり許可  
することに決しました。  
続きまして、申請番号5の6番の1件を除く、申請番号5の1番から24  
番の23件について審議いたします。  
質疑のある方はお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。お諮りします。  
議案第6号、申請番号5の6番の1件を除く申請番号5の1番から24番の  
23件のうち、3,000平方メートルを超える案件の申請番号5の17番の  
1件については、群馬県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取する  
ため許可相当とし、残りの22件は許可することでご異議ございません  
か。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、申請番号5の6番の1件を除く申請番号5の1番から  
24番の23件のうち、申請番号5の17番の1件については、群馬県農業委  
員会ネットワーク機構に意見聴取した結果、問題ない場合は、渋川市  
農業委員会会長専決規程第2条第1項の規程により許可書を交付し、そ  
れ以外は議案のとおり許可することに決しました。  
続きまして、議事日程第16、議案第7号、農用地利用集積計画の決

定についてを議題とし、議決を求めます。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいまご上程いただきました、議案第7号、農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。

説明資料の6ページをお願いいたします。

農用地利用集積計画とは、農業経営基盤強化促進法の規定に基づいて、農用地等の所有者が農用地等の所有権を移転したり、使用収益権を設定したりする法律行為を、農地法第3条に規定する許可を受けることなく、スムーズに行うための手続きで、農業者等から申出のあった内容が、市で定める農業経営基盤強化促進基本構想に合致する場合、市が計画を作成します。計画は、農業委員会の総会で議決して、市が公告することにより効力を発することとなります。

議案書の27ページをお願いいたします。

農用地利用集積計画の決定について、農業委員会の議決をお願いするものでございます。

内容についてご説明いたします。この農用地利用集積計画は農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を経て定めることとなります。

今回の計画決定に伴う対象農地につきましては、渋川地区、子持地区、赤城地区、北橘地区における農用地利用集積計画であります。

なお、この計画概要の公告は、令和4年6月1日を予定しております。

計画概要につきましては、27ページの表の右の列に記載のとおり、利用権設定に係る利用権存続期間の合計は、所有者が38人、借受人が26人、筆数が89筆、面積が8万7,858平方メートルです。

また、所有権移転の合計は、所有者が1人、譲受人が1人、筆数が3筆、面積が7,266平方メートルです。

この個別の内訳は、28ページから32ページに記載の利用権設定総括表のとおりであります。

また、この計画につきましては、農業経営基盤強化法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えております。

以上で議案第7号の説明を終わります。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく、

議事参与の制限により、審議を分けて対応させていただきます。

まず初めに、利用権設定総括表番号75番から82番の8件について審議しますので、関係する委員は退席をお願いします。

(関係委員退席)

議 長 それでは、番号75番から82番の8件について審議いたします。  
質疑のある方はをお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。お諮りします。  
番号75番から82番の8件については、議案のとおり認めることでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、番号75番から82番の8件については承認することに決しました。  
それでは、退席している委員は席にお戻りください。

(関係委員着席)

議 長 続きまして、番号75番から82番の8件を除く番号1番から92番の84件について審議いたします。  
質疑のある方お願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。お諮りします。  
75番から82番の8件を除く番号1番から92番の84件については、議案のとおり認めることでご異議ないですか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、番号75番から82番の8件を除く番号1番から92番の84件については、承認することに決しました。  
続きまして、議事日程第17、議案第8号、渋川市農地利用最適化推進委員の委嘱についてを議題とし、議決を求めます。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議長 はい、事務局長。

事務局 ただいまご上程いただきました、議案第8号、渋川市農地利用最適化推進委員の委嘱についてをご説明申し上げます。

議案書の33ページをお願いいたします。

農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定により、次の者を渋川市農地利用最適化推進委員に委嘱したいので、農業委員会の議決をお願いするものです。

内容についてご説明いたします。現在、小野子地区の渋川市農地利用最適化推進委員が欠員であるため、委員の委嘱をお願いするものがあります。

小野子地区の委員候補者が、令和4年3月にご逝去されたため、その後任といたしまして、阿部俊一氏を委嘱したいと思います。阿部俊一氏の生年月日及び住所は記載のとおりです。同氏は、農業専業者で地域の信頼を厚く、農業委員及び農事支部長等から委員として適任者であるとご推薦をいただいております。

以上で、議案第8号の説明を終わります。

ご審議の上、議決くださいますようよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。  
これより審議を行います。  
質疑のある方はお願いいたします。

（「質疑なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。お諮りします。  
議案第8号、渋川市農地利用最適化推進委員の委嘱については、議案のとおり認めることでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認め、議案のとおり承認することに決しました。  
以上をもちまして、第4回総会を閉会いたします。  
ご協力ありがとうございました。

閉会　＜午前 1 0 時 5 0 分＞